

## 第60回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 平成27年9月3日(木) 10:00~12:05

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 廣松 毅

(委 員) 北村 行伸、西郷 浩

(専 門 委 員) 岩下 真理、渡辺 努

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官  
ほか

4 議 題 小売物価統計調査の変更について

5 概 要

- 調査実施者から、前回部会で示された意見に対する検討結果について説明がなされ、それぞれ適当であると整理された。
- 続いて、答申(案)及び部会長メモについて審議が行われ、一部修正を行うことを前提として、部会として了承された。なお、修正に関する具体的な表現ぶりについては部会長に一任され、後日、委員及び専門委員に報告することとされた。

委員からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会の宿題事項

ア 消費税抜き消費者物価指数の作成・公表について

- 消費税抜き消費者物価指数の作成・公表についての方向性が示されたことは評価する。計画どおりに利活用できるよう努めていただきたい。

イ 家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について

- 2017年度の可能な限り早期に検討成果を速やかに公表し、検討経過についても積極的に公開されるとの対応は評価する。

家賃の品質調整については、①同じ物件に着目して当該物件の経年劣化について行う調整と、②一定範囲の土地に着目して物件の入れ替わり(取り壊し・新築)による新陳代謝について行う調整の2種類があると考えられ、これらはそれぞれ独立のものである。調査実施者の説明では、家賃調査区内で行っている物件の調査標本への追加及び除外により品質調整の代替的手段となり得るとの説明であったが、仮に、家賃調査区内の平均築年数が変わらないとしても、古い建物から新築の建物に標本が変わることに伴う品質の変化は、十分にクリアされていないと思われる。し

たがって、現状の方法により、品質調整がなされているとの説明は強調しない方がよいのではないか。

- 日本銀行やアメリカが行っている品質調整は、上記②の調整は困難であるとして①の調整のみを行っているのが実情と理解している。今後、調査実施者が品質調整を行うに当たっては、①及び②の両方を行うことが理想ではあるが、②の実施が難しいということであれば、まずは①の調整を行うことに集中することが重要ではないか。
- 日本銀行やアメリカ、統計局では、指数の算出方法が異なる。日本銀行の場合は、個々のオフィスビルの品質が異なることから、当該オフィスビルの賃料について1つ1つ指数化したうえで平均をとっている。この結果、立地、規模、設備などの品質は固定されているが、経年による品質劣化の影響を受ける。このため、経年劣化による影響を補正するために①の品質調整を実施している。また、調査標本の入れ替え時には、価格差が品質差と同等と考え、そのまま前後の指数を接続する対応をとっているため、ある程度は、②の調整もできていると考えている。一方で、統計局のCPIにおいては、1㎡あたりの家賃を標本ごとに調査し、それを家賃調査区内の全標本で平均して最後に指数化している。この方法は、指数作成に際して、標本ごとの立地、規模、設備などの品質の違いを十分に考慮できていない一方で、経年劣化の影響が限定的なものに止まるメリットがある。もっとも、近年は、平均的な築年数が古くなってきており、状況は大分異なっていると、物価統計作成者の一人として考える。
- 家賃調査区内で行っている物件の調査標本への追加及び除外を行うとしても、母集団自体が変わっていれば、母平均も変化することになり、品質調整が十分に行われているとは言えない。

また、取組が容易な①を優先して行うことも理解できるが、①と②の調整結果について、方向性が異なることも考えられる。そのため、①のみ行うことで調整が一方に偏ってしまうとともに、①と②を同時に行わないことで、結果を二段階で補正することにもなり、望ましくない可能性もあるのではないか。
- 品質調整を行うためのパネルデータが必要なのではないか。世帯主の高齢化が進み、同じ住宅に住み続けることで、住宅の劣化が進んでいることは事実であり、近年、この流れは顕著になってきている。このことを踏まえ、品質調整の検討を進めてほしい。
- 長年の懸案事項であったが、統計局の積極的な対応により、初めて具体的なスケジュールが示されたところであり、評価したい。家賃の品質調整については懸案事項も多いことは事実であり、現段階においては、「着実に検討が進められ、スケジュールどおりの対応がなされることを希望する」旨、整理することとしたい。

#### ウ 今後の課題への対応状況

- 「動向編」と「構造編」の連携に関し、価格報告者台帳の情報を用いた集計については、台帳の記載情報が調査事項として把握されていないことから精度が低いと

のことであったが、店舗面積ごとの売り上げ等、有用な情報も多いことから、今後検討を進めて頂きたい。

小売物価統計調査は、集計事項の1つである消費者物価指数のデータ収集的な側面が目立つが、商品の価格を継続して記録していくという重要な役割もある。これは、小売物価統計調査ならではの役割であるので、消費者物価指数とは別の側面からの集計についても充実を図っていただきたい。

- インターネットによる通信販売（以下「ネット通販」という。）の価格の把握について、韓国の統計担当者と話す機会があった。韓国でもウェブスクレイピング（ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術）などを用いた価格収集を行っており、食料品などは来年から指数を公表するとのことであった。その背景には、韓国ではネット通販が盛んであり、これを把握しないと市場全体の正確な実態を把握できないとの危機感があるようである。日本は、そこまでの状況にはなっていないかもしれないが、ネット通販の市場は拡大していることから、市場の正確な実態を把握するためにも、ネット通販の価格を調査することは重要であると認識している。
- ネット通販の価格収集は、民間事業者等の協力を得る必要があると思うが、その場合にはコスト面での検討が必要となる。ただ、当初予定されていた平成30年度から前倒して、平成29年度の早い時期に取組を開始するとのことであり、評価することとしたい。

## （2）答申（案）及び委員長メモについて

### ア 「1 本調査計画の変更」

- ・ 特段の意見なく了承された。

### イ 「2 統計委員会諮問第41号の答申で示された「今後の課題」への対応状況」

#### （ア）「（1）調査地域及び調査品目の見直し」

- ・ 特段の意見なく了承された。

#### （イ）「（2）動向編と構造編の連携」

- この項目に関して、前回部会の宿題事項の中で、調査実施者から価格報告者台帳の情報をういた集計について検討する旨の説明を受けた。ついては、「一方で、本調査の調査対象名簿には、経営組織や売り場面積等の情報が含まれていることから、これらの名簿情報を活用した集計の充実を検討する余地が認められる。」との一文を追加することを提案したい。

← 本答申案の中で、他の項目では「～する必要がある」などと記述されており、「余地が認められる」とすると評価のニュアンスが異なることにはならないか。

← 価格報告者台帳の件は、今回の審議の中で新たに出た話である。したがって、前回答申時の課題への対応状況に関する評価の部分では記載せず、新たな課題として「今後の課題」の部分で記載するという整理ではどうか。

**(ウ)「(3) 特売価格、通販価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」**

- 調査員調査において特売価格の把握が困難であることは理解しているが、特売の有無によって消費者の購買行動も変化することから、その価格動向を把握することは重要であると思う。引き続き検討を続けてもらうようにしてほしい。

**(エ)「(4) 現行の小売物価統計調査（動向編）における調査品目の選定基準」**

- ・ 特段の意見なく了承された。

**(オ)「小売物価統計と消費者物価指数との関係」**

- ・ 特段の意見なく了承された。

**ウ 「3 今後の課題」**

- 「特売価格の実施状況の把握」の課題について、「利用者ニーズ」とあるが、これは、「統計利用者」を指すのか、それとも、「消費者」のことを指すのか。  
←「統計利用者」を指している。答申(案)は、それが明確になるように修正したい。
- 「特売価格の実施状況の把握」については、特売の有無によって消費者の購買行動が変化していることから、そのような趣旨も盛り込んでほしい。
- 前記(2)イ(イ)での意見を踏まえ、「本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)の更なる整備を図った上で、同名簿情報を活用した集計の追加・提供について検討を行う必要がある」といった旨の一文を追加することを提案したい。

**エ 部会長メモについて**

- 家賃の品質調整に関連して、住宅に関する統計に係る体系的整備についても重要と考えるので、小売物価統計調査と消費者物価指数との関係の部分に追記してほしい。

**6 その他**

答申(案)及び部会長メモについては、部会での指摘内容を踏まえ、部会長と事務局において修正を行った上で、委員及び専門委員に確認することとされた。また、最終的な文案については、部会長に一任された。

また、平成27年9月17日(木)に開催予定の統計委員会において、廣松部会長から答申(案)及び部会長メモを報告することとされた。

以 上